

禁煙支援医療機関情報長崎県公式ウェブサイト公表要領

1. 目的

禁煙支援医療機関の予約方法等の詳細情報を県公式ウェブサイトに公開することで、禁煙を希望する喫煙者が医療機関へかかりやすい環境を整備する目的で行う。

2. 禁煙支援医療機関の定義

ニコチン依存症管理料の施設基準に係る届出を行っていること。

3. 長崎県公式ウェブサイト掲載要件

下記の要件を満たす医療機関とする。

- (1) ニコチン依存症管理料の施設基準に係る届出を行っていること。
- (2) 県公式ウェブサイトへの掲載に同意をしていること。

4. 掲載情報

下記の情報について提供を行う。

- (1) 医療機関名
- (2) 住所
- (3) 電話
- (4) 診療日（時間・曜日）
- (5) 予約制の有無（予約方法）
- (6) 治療用アプリの使用有無
- (7) 禁煙外来の実施状況
- (8) その他

5. 申請

(1) 新規掲載

新たに、県公式ウェブサイトでの掲載を希望する場合は、申請書（別紙）を長崎県福祉保健部国保・健康増進課に提出する。

(2) 変更

県公式ウェブサイトに掲載されている情報に変更があった医療機関は、申請書により変更内容を申請する。

(3) 掲載停止

県公式ウェブサイトへの掲載を停止する場合は、申請書を長崎県福祉保健部国保・健康増進課に提出する。なお、九州厚生局のホームページで廃止が確認された場合は、長崎県において当該医療機関情報を削除することもある。

6. 県公式ウェブサイトの運営

長崎県福祉保健部国保・健康増進課において行う。

7. 申請先

〒850-8570（長崎県庁専用郵便番号）

長崎市尾上町3番1号

福祉保健部国保・健康増進課 健康づくり班

電話：095-895-2495

FAX：095-895-2575

E-mail:S047503@pref.nagasaki.lg.jp

8. その他

この要領に定めるもののほか、県公式ウェブサイト運営に関し必要な事項は国保・健康増進課長がその都度定める。

附 則

この要領は、令和4年10月21日から施行する。

【ニコチン依存症管理料に関する施設基準】

- (1) 禁煙治療を行っている旨を保険医療機関内の見やすい場所に掲示していること。
- (2) 禁煙治療の経験を有する医師が1名以上勤務していること。なお、当該医師の診療科は問わないものであること。
- (3) 禁煙治療に係る専任の看護師又は准看護師を1名以上配置していること。
- (4) 禁煙治療を行うための呼気一酸化炭素濃度測定器を備えていること。
- (5) 保険医療機関の敷地内が禁煙であること。なお、保険医療機関が建造物の一部分を用いて開設されている場合は、当該保険医療機関の保有又は借用している部分が禁煙であること。
- (6) 情報通信機器を用いて診察を行う保険医療機関にあっては、厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」(以下「オンライン指針」という。)に沿って診療を行う体制を有すること。
- (7) ニコチン依存症管理料を算定した患者の指導の平均継続回数及び喫煙を止めたものの割合等を、別添2の様式8の2を用いて、地方厚生(支)局長に報告していること。

厚生労働省 令和4年3月4日 保医発0304第3号

特掲診察料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(通知)
より転記。